

## 議案の訂正について

平成24年12月4日に、平成24年生駒市議会（第6回）定例会議案の一部を次のように訂正しました。

### 1 訂正した議案名

議案第92号 生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 2 訂正の内容

次のように訂正しました。

訂正前	訂正後
第8条を次のように改める。 （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条 略 2～8 略 9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、市長が定めるところにより、市長に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。 <u>次項において同じ。</u> ）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。	第8条を次のように改める。 （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条 略 2～8 略 9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、市長が定めるところにより、市長に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む_____。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

備考 訂正箇所は、議案書（平成24年生駒市議会（第6回）定例会議案）の46ページ下から2行目です。